

5. 海外特許庁／機関への優先権書類の電子的送付件数

(1) 二庁間での優先権書類の電子的交換(二庁間PDX)を利用した優先権書類の送付件数

特許・実用新案

国コード	国・地域・機関名	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
EP	欧州特許庁(EPO)	(0) 6,237	(1) 4,939	(0) 2,374	(0) 183	-
KR	韓国	(13) 6,142	(10) 3,715	(6) 1,625	(0) 0	-
TW	台湾	(18) 13,822	(11) 13,339	(21) 12,032	(28) 12,805	(10) 12,068
	合計	(31) 26,201	(22) 21,993	(27) 16,031	(28) 12,988	(10) 12,068

意匠

国コード	国・地域・機関名	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
TW	台湾	-	-	-	-	703
	合計	-	-	-	-	703

(2) 世界的所有権機関のデジタルアクセスサービス(DAS)を利用した優先権書類の送付件数

特許・実用新案

国コード	国・機関名	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
AT	オーストリア	-	-	-	(0) 0	(0) 2
BE	ベルギー	-	-	(0) 0	(0) 8	(0) 9
BR	ブラジル	(0) 0	(0) 15	(0) 27	(0) 16	(0) 38
CA	カナダ	-	(0) 2	(0) 97	(0) 119	(0) 73
CL	チリ	-	(0) 3	(0) 0	(0) 3	(0) 3
CN	中国	(42) 22,803	(48) 23,696	(51) 21,559	(66) 22,140	(40) 24,026
CO	コロンビア	-	-	(0) 0	(0) 0	(0) 1
EA	ユーラシア特許庁(EAPO)	(0) 0	(0) 8	(0) 8	(0) 0	(0) 0
EP	欧州特許庁(EPO)	(0) 94	(0) 1,574	(0) 3,210	(0) 5,607	(2) 5,671
FI	フィンランド	(0) 0	(0) 0	(0) 3	(0) 1	(0) 1
GB	英国	(0) 127	(0) 117	(0) 142	(0) 75	(0) 105
IB	世界的所有権機関(WIPO)	(20) 43,936	(25) 46,698	(16) 44,667	(24) 42,006	(6) 41,779
IE	アイルランド	-	-	-	-	(0) 2
IL	イスラエル	-	(0) 2	(0) 3	(0) 23	(0) 15
IN	インド	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 2	(0) 0
KR	韓国	(1) 51	(1) 698	(7) 2,695	(14) 4,087	(8) 4,000
MX	メキシコ	-	-	-	(0) 10	(0) 8
NL	オランダ	(0) 2	(0) 1	(0) 30	(0) 28	(0) 19
NZ	ニュージーランド	(0) 3	(0) 20	(0) 14	(0) 19	(0) 35
PL	ポーランド	-	-	-	-	(0) 4
SE	スウェーデン	(0) 3	(0) 7	(0) 0	(0) 2	(0) 1
US	米国	(6) 34,037	(4) 42,177	(0) 38,612	(3) 33,407	(1) 34,966
	合計	(69) 101,056	(78) 115,019	(74) 111,067	(107) 107,553	(57) 110,758

意匠

国コード	国・機関名	2020年	2021年	2022年
CA	カナダ	0	0	12
CL	チリ	4	22	22
CN	中国	957	3,194	3,791
CO	コロンビア	1	11	28
EA	ユーラシア特許庁(EAPO)	0	0	12
EM	欧州連合知的財産庁(EUIPO)	182	1,090	1,225
IB	世界的所有権機関(WIPO)	0	0	1
IL	イスラエル	7	1	29
IN	インド	2	145	163
KR	韓国	342	851	809
MX	メキシコ	-	16	11
US	米国	32	984	1,793
	合計	1,527	6,314	7,896

注1：()は実用新案の件数を内数で示す。

注2：韓国及び欧州特許庁(EPO)については、2018年12月1日から、従来の二庁間PDXに加えて、DASを利用した優先権書類の電子的交換を開始した。なお、両庁との二庁間PDXは、2020年6月30日までになされた出願をもって終了し(電子的交換は2021年12月31日をもって終了)、2020年7月1日以降になされた出願については、DASを利用した優先権書類の電子的交換に一本化した。

注3：日本国特許庁と台湾智慧財産局との二庁間PDXについて、2022年1月1日から、意匠登録出願に係る優先権書類の電子的交換を開始した。

注4：DASに参加している庁／機関のうち、(2)の表に記載のない庁／機関へは、当該サービスを利用した送付実績はない。

注5：(2)の表の「-」は、当該庁／機関がDASを利用して優先権書類を第一国から取得する庁(取得庁)としての運用を開始していないことを示し、「0」は、取得庁としての運用を開始しているが送付実績がないことを示す。

注6：2020年1月1日から、DASを利用した意匠優先権書類の電子的交換が開始されている。(商標は対象外)

問合せ先：総務課情報技術統括室